

令和7年度
事業計画書

(自) 令和7年4月1日

(至) 令和8年3月31日

社会福祉法人 道真会

令和 7 年度事業計画書

社会福祉法人 道真会

[法人の理念]

「一人ひとりの幸せを願って」

敬愛・感謝・真心で利用者様と地域社会に尽くします。

- 1) 私たちは、『敬愛』の気持ちを、思いやる心と笑顔で伝えます。
- 2) 私たちは、『感謝』の気持ちで、地域社会に貢献します。
- 3) 私たちは、道真会の一員として、『真心』を尽くします。

上記法人理念に沿って、多様化する地域ニーズに応えるとともに利用者一人ひとりがこころ豊かに、安全で安心ある暮らしができるよう取組みます。

1. 法人を取り巻く事業環境と課題

新型コロナウイルス感染症の影響は以前ほどではないものの、インフルエンザとともに一端発生するとその感染力は強く、施設運営にはかなりの支障が生じます。これまでと同様に感染予防には十分な取り組みが必要であると感じています。

世界的なエネルギー価格の高騰や円安の影響から、光熱費やあらゆる生活必需品、食材費の上昇があり、令和 6 年度では米価の高騰も大きな話題となりました。介護報酬改定もありましたが、はるかにそれを上回る必要経費の上昇があり、施設経営を圧迫している状況となっています。

少子高齢化に加えて、重労働、低賃金などの理由から、慢性的に人材が不足している介護業界にあって、2025 年には 2020 年度の実績から 31 万人の介護職員が不足するとされています。介護職員の負担軽減を目的に介護ロボットや ICT 技術の導入、生産性向上に向けた取り組みが促されています。

経営効率化の取り組みの一環として、借入金の削減に着手しており、昨年度に引き続き、令和 6 年度は「ハピネスさや家」建設時の借入金残高 94 百万円を一括返済いたしました。今後につきましても、独立行政法人福祉医療機構から調達しました新型コロナウイルス感染症対応支援資金を早い段階で完済し、社会福祉事業区分での借入金解消を図り、財務内容の健全化を進めてまいります。

2. 令和7年度の法人としての主たる取り組み

① 評議員会・理事会の開催と運営

評議員会

事業報告・決算報告・補正予算・事業計画・予算等

理事会

事業報告・決算報告・監事監査報告・理事長職務執行状況報告・評議員会招集
諸規程改定・補正予算・事業計画・予算等

② 財務管理の徹底と既存事業の収支改善

昨年度に引き続き、適正かつ公正な支出管理を推進するため、会計事務所による会計処理の点検を実施します。日々の資金管理に努め、経費の抑制を図ります。

在宅部門の稼働率の改善に注力し、収入の向上及び安定化に取り組むとともに大規模修繕や事業開発費などを含めた収支差額が確保できる体制を構築していきます。そのために、結果が出せるスタッフの採用と異動も含めた人材活用を積極的に行います。経費の面では、事業所ごとに人員配置の適正化に努め、高止まりしている人件費比率の改善を図ります。

③ 経営管理体制の強化

平成30年度に設立した法人本部を中心とした経営体制の強化を図り、月1回開催の経営戦略会議と運営ミーティングを通じて、各事業所における業務執行に係る重要事項について、機動的・多角的に審議を行います。

④ 管理職の育成

介護の質やスタッフの力量、チームワークや稼働率が、それぞれの事業所のトップの資質に大きく依存する状況となっています。競合相手と利用者を奪い合う市場で事業の浮沈によって職員の将来が奪われる可能性もある状況の中で、的確に組織を管理運営する能力を求められる管理者については、一般職員とは別の教育を行い、スタッフを守る気概と能力のある人材を育成する必要があります。

⑤ 介護人材の確保・育成

昨今、少子化に加え一般企業の採用活性化及び物価高騰による人件費の見直しなどで、介護職離れが加速しており、採用状況は極めて厳しくなっています。介護職員の需要と供給のギャップは、年々乖離しています。少子高齢化で今後ますます職員の確保は厳しさを増す状況が明らかであり、当法人としては、令和7年度に初めてとなる外国人労働者の採用を計画しております。また、職員の処遇改善や適正な労務管理、介護ロボットや ICT 機器の導入による負担軽減に努めるとともに、スキルアップを目指した研修に取り組むなど人材の定着のために職場環境の改善を進めます。

⑥ 施設の老朽化への対応及び全館 LED 照明の導入

建設後 30 年を超える施設もあり、老朽化が進んでいます。屋上からの漏水や給排水管からの漏水、エレベーターのリニューアル工事及び特殊浴槽の不具合など修繕・買い替えを要する設備が年々増加しています。近年、大掛かりな修繕工事も複数実施してまいりましたが、次から次々という状況となっています。令和6年度の修繕費は12月末時点において前年度の2倍程度の計上となっています。

蛍光灯（蛍光灯）が 2027 年末までに製造と輸出入が禁止されることを受け、対応できていない施設について全館 LED 照明の導入が早い段階で必要な状況となっています。

以上の内容について、優先度の高い項目から修繕等を実施いたします。将来的には施設の建替えも必要であることから、財務体質の強化を図り、資金の確保に努めてまいります。

施設事業計画

幸富久荘

幸富久荘(特別養護老人ホーム)

1. 利用者、家族、他事業所との信頼関係の構築
 - ①職員一人ひとりが利用者主体の介護サービスの提供を心がけ、各職種が連携して業務にあたります。
 - ②介護の質の向上を図り、家族が「幸富久荘に入所させてよかった。」と安心感を覚えて頂けるような雰囲気の良い施設づくりに取り組みます。
 - ③研修や会議を通して職員の接遇力向上を図ります。
2. 多様化する高齢者のニーズに対応できる施設づくり
 - ①看護職員と協力医療機関等が連携し、適切な医療行為の提供に努めます。
 - ②看護職員、介護職員、ケアマネージャー、相談員、機能訓練指導員、管理栄養士、協力医療機関等の連携により、チームとして利用者の希望に沿った取り組みを行います。
3. 風通しがよく職員が働きやすい職場づくり
 - ①職員間で意識の統一を図りチームアプローチを実践することで、連携の取れた風通しのよい職場環境づくりを行います。
 - ②新規採用、中途採用問わず、新たに配属された職員が定着し長く勤めることのできる職場づくりに尽力します。
 - ③外国人技能実習生を受け入れるにあたり、諸外国の文化を尊重しつつ、既存の職場環境との調和を図ります。
4. 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症に対するマニュアルの整備
最新の知見を踏まえた実効性のある内容に適宜更新を行います。
5. 稼働率の向上
 - ①併設ショートステイ(短期入所)等と連携し、入所待機者の確保に努めます。
 - ②利用者が医療機関に入院される際は、医療機関や家族と相談し空床期間の短縮に努めます。
 - ③関係事業所と連携し、申込者の確保に取り組みます。
6. 災害時事業継続計画
BCP(事業継続計画)を策定し、非常時の被害を最小化できるよう平時から周知を行います。

指定短期入所生活介護事業所 幸富久荘

1. 利用者、家族、他事業所との信頼関係の構築

「幸富久荘になら泊りに行っても良い」と利用者にも思ってもらえる施設となるよう、職員の介護の質を向上させ、利用者一人ひとりのニーズに合わせた支援を行います。

2. 「事故等なく安心して預けられる」と家族から信頼される介護サービスの提供

他事業所、他職種との連携を密に図り「幸富久荘なら安心して利用者を紹介できる」と思ってもらえるような施設づくりに取り組みます。

3. 他事業所との連携

併設施設(特別養護老人ホーム)等と連携し、利用者が安心できるサービス提供に努めます。

4. 稼働率の向上

居宅介護支援事業所や病院の地域医療連携室等と連携し、利用者の確保に努めます。ロングショートを提供するにあたっては、サービスの必要性を検討し、必要と認める場合には可能な限り速やかに特別養護老人ホームに入所できるよう配慮します。

指定通所介護事業所 幸富久荘

1. 運営

①利用者が住み慣れた地域や生活環境で、可能な限り在宅生活を継続出来るよう援助を行い、地域から喜ばれ望まれるデイサービスを目指します。

②利用者や家族のニーズを的確に捉え、意思及び人格を尊重した援助を行い、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

2. 目標

①地域包括支援センターや居宅介護支援事業所への連絡・情報共有を行い、より良い関係性の構築に努め、サービスをご紹介いただけるようにアプローチします。

②受入れ可能な利用者数に対し、稼働率75%以上を目指します。見学や1日体験利用などにも迅速に対応し、個々の希望に沿った対応を行い、利用者の確保に努めます。

③施設内外の研修に参加し、職員のスキルアップを図ります。

④感染拡大防止策を徹底するとともに、感染症発生時の適切な対応方法を学ぶ研修を行うことで、安全に事業継続ができるよう努めます。

⑤世代間交流等の地域との関わりやボランティア活動については、今後の感染症の発生状況等を鑑み、安心・安全に再開できるよう慎重に検討を進めます。

3. 生活相談と家族交流

①利用者及び家族の相談に応じ、ケアマネージャーや多職種との連携を図り、在宅生活のサポートを行います。認知症高齢者に対しては、その人らしく過ごせるよう援助を行い、日々の変化する症状に対して、職員は専門知識をしっかりと持ち、支援を行います。

②家族との連携は、送迎時や連絡ノートを通じて、ご利用中の様子や家庭での様子を相互に情報共有します。普段の状態をしっかりと把握し、身体面や心身面に変化がみられる場合には、連絡ノートに記入、また送迎時に申し送りを行います。但し、緊急を要する場合は家族、ケアマネージャーとの連絡を速やかに行います。

4. 活動

季節行事やレクリエーション等、楽しんでいただけるようデイサービスとして、利用者の「行きたいところ」の一つとなるよう、明るい雰囲気や心地よく過ごしていただけるように丁寧な対応を心掛け、質の良いサービスを提供します。

指定訪問介護事業所 幸富久荘

1. 目標

訪問介護において「敬愛」「感謝」「真心」を大切に誠実な対応をします。「気づく・聴く・共感」を大切に相手の立場に立った配慮のある対応をします。

2. サービスの提供

- ・専門職としての自覚を持ち、地域の方々から信頼される事業所であるよう努めます。
- ・利用者及び家族と信頼関係を築き、安心して在宅生活を継続頂けるように支援します。
- ・他業種と連携し、利用者のニーズに合ったサービスの提供ができるように心がけます。

3. ヘルパーの資質の向上

- ・経験豊かなヘルパーが多い事業所ですが、初心にかえり誠実な対応を心がけます。
- ・ヘルパーとしてマナーの厳守、資質の向上を図り、経験を活かし思いやりをもった対応を実施します。
- ・ヘルパー採用時には経験を活かし、新人ヘルパーの育成に取り組みます。

4. 感染症 緊急時の対応

- ・職員自ら健康管理、感染予防等の対策のもと対応します。
- ・サービス提供において安全に配慮し、状態変化の気づき、早期発見に留意します。

5. 業務環境の整備

- ・事業を継続的に提供するうえで事業所加算の取得継続に努めます。
- ・事業所内において生産性向上や労働環境の改善に取り組みます。

居宅介護支援事業所 幸富久荘

1. 法令等を遵守し、基準に則した事業所運営を行います。

- ①年間2回、事業所内において自主点検及びケアプラン点検を実施します。
- ②市が実施する介護保険サービス事業者連絡会(集団指導)等に参加し、法改正に伴う変更点、及び規則・基準等への理解を深め、適正な事業所運営を行います。

2. ケアマネージャーとしての資質の向上に努め、質の高いケアマネジメントを提供します。
 - ①週1回、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした介護を開催し、職員が相互に相談しやすい環境を作り、事業所としてより良いサービス提供ができる体制を構築します。
 - ②各種研修、地域包括支援センターが開催する事例検討会等への参加、他法人との合同研修の企画・開催等を行い、専門職としての役割を担えるよう取り組みます。
3. 利用者及び利用者家族、地域住民、地域包括支援センター、関連事業所及び機関との信頼関係を構築し、地域包括ケアシステムの実現に取り組みます。
 - ①共感・受容・感謝・尊厳の思いを持ち、誠実で丁寧な対応に努めます。
 - ②常に社会人としてのマナーを持ち、より多くの方に信頼いただけるよう努めます。
 - ③個人情報の適切な取扱い及び管理を徹底します。
 - ④地域ケア会議、民生委員・地域住民合同研修、地域活動（消防訓練等）に事業所として参加します。
 - ⑤サービス全体を俯瞰した上で、より利用者及び家族が求める介護サービスとなるよう、関連事業所(特に当法人が運営する事業所)との話し合い、コミュニケーションを行います。
4. 事業を継続的に提供するため、稼働率の向上及び適切なサービスの提供に努めます。
 - ①職員の知識や共感力を高める事で、地域住民、医療機関、地域包括支援センター等からの信頼を高め、地域ネットワークの一端を担う事業所となるよう努めます。
 - ②特定事業所加算(Ⅱ)を引き続き取得し、支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントの提供に努めます。また、制度改正に対応した各種加算の算定を行います。
 - ③精神的負担が大きい職種であることから、職員がストレスによる体調不良を引き起こさないよう個人並びに事業所として対策及び管理を行います。事業所としてICTの利用促進に取り組み生産性向上を図ることで、職員のワークライフバランスの向上に努めます。
5. 緊急時の対応
 - ①感染症・災害発生時も、関係機関との連携の下で継続的に必要な介護サービスが提供できるよう努めます。
 - ②事業継続計画に基づき、年間1回以上の研修と訓練を実施します。

ケアハウス幸富久荘

1. ケアハウス幸富久荘の理念「気づき合い 認め合う 思いやる心と笑顔で」のもと、入居者の精神面・身体面の変化にいち早く気づけるように、日頃から密に声掛けを行い明るく元気にお過ごしいただけるようサポートします。加齢や病気等により身体の免疫力が低下されている入居者も多いことから、引き続き感染症予防策に取り組むとともに、レクリエーション等への参加を促し入居者の体力増強に取り組みます。

①食事

- ◎衛生面に配慮した食事提供を行います。
- ◎関係性の良い座席配置となるよう調整します。

②生活相談

- ◎相談しやすい雰囲気づくりを行います。
- ◎居宅介護支援事業所・地域包括支援センターと連携し、入居者のスムーズな入退居を支援します。

③入浴

- ◎気持ちよく入浴いただけるよう、浴室及び脱衣室を隅々まで清掃します。
- ◎入浴見守りシステム等、安全に配慮した入浴環境の整備や維持を行います。

④健康管理

- ◎薬の管理が難しい方に対して居宅療養管理指導のもと事業所で薬をお預かりし、食事の際にお渡しするなどの対応を行います。
- ◎協力医療機関等への受診サポートを行います。
- ◎清掃と消毒を徹底し清潔な環境整備に努め、感染症予防に取り組みます。

⑤行事

- 行事計画を作成し、メリハリのある生活環境を提供します。
- ◎3F ホールで映画鑑賞や脳トレ・体操等の室内で楽しめるレクリエーションを行います。
- ◎音楽演奏、踊り、落語、カラオケ大会などのレクリエーション活動や、移動スーパーやパンの販売など、様々な行事を提供します。

⑥緊急時体制

- ◎居室や3F浴室のナースコール設備の維持管理を行います。

2. ご家族との連携

密接に連携を取り、日々の情報をお伝えするよう努めます。

双葉グループ

地域密着型特養 ハピネス双葉

1. 事業の運営方針、収入の確保

- ①介護保険報酬改定から1年経過しましたが、人員、設備、運営に関する各基準や加算の要件等、適正な事業の運営を実施することができています。今後も継続して収入の確保に努めていきます。前年度に引き続き、稼働率97%以上を目指します。
- ②地域密着型施設の役割を果たせるよう、より一層、地域の福祉に協力できる体制を整えていきます。
- ③各種委員会、研修及び訓練について定められた回数や頻度以上で、年間計画を作成し実施してまいります。
- ④空床期間の短縮に努めます。具体策として、主に総合病院の地域連携室、居宅介護支援事業所との繋がりを継続し、情報交換を行い、待機者の確保に努めます。
- ⑤個人情報についてはその目的や状態を問わず、個人情報の性格と重要性を認識し、個人情報保護法及び法人が定める個人情報保護規程に基づき漏洩のないように厳格な取扱いに努めます。
- ⑥事業主の義務である各種ハラスメント対策について、研修等にて正しい理解を深め、適宜職員に周知していくことに努めます。
- ⑦事業所設備は、定期的な保守点検の実施や修理を行い、適切な住環境整備に努めます。
- ⑧ICT(情報通信技術)等の導入について、介護職員の業務負担の軽減が生産性の向上に繋がるかを必要に応じて検討し、バランス感覚を持って推進してまいります。

2. 職員育成と体制強化

- ①「思いやり」「気づき」「学ぶ」「繋げる」力をつける。様々な事に思いやりを持って気づき、そこから学び、次に繋げる事のできる職員を育成します。
- ②採用職員に対して基礎的な研修を実施することで、法人職員として就業することへの理解を深める機会を設けます。
- ③利用者に寄り添う時間の確保及び職員の負担軽減、業務効率化を目的に引き続き動画による研修を実施してまいります。今後も内容や計画順を適宜、見直し実施してまいります。
- ④職員のユニット間の配置転換などを積極的に行い、介護リーダー、生活相談員、計画作成担当者等の管理職・専門職の育成に取り組みます。
- ⑤職員の資格取得に際し、継続して法人の資格取得支援制度の周知、活用を励行します。
- ⑥職員の育成をサービスの質・稼働率・利用率の向上に繋げ、財務基盤及び事業経営、運営体制の強化・安定を進めます。

3. 提供介護の質の向上

- ①常に利用者の安全に配慮し、安心を感じてもらえる介護を目指します。

(気づき)

- ・気づき、様子を観察、考え、行動し、次に何をしたらよいか学ぶ力を培います。

(情報共有・多職種連携)

- ・情報の共有化を進め、介護方法の統一や多職種連携による疾病の予防、早期発見、早期治療に努めます。

(介護事故の発生防止)

- ・インシデント(ヒヤリハット)の意識を高め、アクシデント事例があれば、適切に検証します。

(認知症介護)

- ・行動の観察や心身状態の把握に努め、精神的な不安の解消に努めます。
- ・安心できる生活環境と人間関係づくりに努めます。
- ・異常行動・問題行動を起こす人としてではなく、援助を求め必要としている1人の人間としてとらえ、常にケアの在り方を考えます。

(介護サービス計画)

- ・定期的にケース会議を開催し利用者個々のADL・行動障害の内容を検討し、統一した処遇の徹底と課題や問題の解決に努めます。
- ・その人らしい生活を援助するためのケアプランを作成します。
- ・プランに沿った介護サービスを提供します。

(健康管理)

- ・利用者の身体的・精神的実態を的確に把握し、協力病院と必要に応じて連絡を取り、疾病予防、異常の兆候を早期に発見し、適切な処置に繋がります。
- ・定期健康診断、各種検査を行い、健康状態を把握します。
- ・法人や事業所にて定められたルールに基づいて各種感染症予防、発生時にはまん延予防対策を実施します。
- ・感染症発生時(クラスター時)の事業継続計画を全職員に周知し、まん延予防と多職種の動きについての訓練を実施します。

(身体拘束廃止)

- ・どのような行為が身体拘束にあたるのか知識研修を行い全職員が理解に努めます。
- ・原則、身体拘束にあたる介護は実施致しません。

(虐待防止)

- ・どのような行為が虐待にあたるのか知識研修を行い全職員が理解に努め、虐待防止に努めます。

(看取り介護)

- ・利用者の尊厳と利用者家族等の意思を尊重し、その人らしい終末を迎えられるよう努めます。
- ・多職種(嘱託医含む)が連携して、利用者1人1人が自分らしく穏やかに過ごしていただけるよう努めます。

(褥瘡予防)

- ・多職種(嘱託医含む)の連携により、予防・早期発見・早期治癒に努めます。

(生活環境)

- ・利用者のストレス解消と安定した生活リズムを支援します。

(根拠と納得のある介護)

- ・アセスメントに基づく根拠と納得のある介護を進め、重度化の防止に努めます。

(防災計画)

- ・利用者の安全を保つため、防災対策・BCPを全職員が把握し、防災の未然防止を考えます。
- ・消防訓練、風水害訓練、その他自然災害発生時の対応についての訓練を実施します。

(防犯)

- ・利用者、職員の安全を確保するため、不審者対応の防犯訓練を実施します。
- ・防犯カメラ等、設備についても適切な管理を実施します。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等には誠意を持って対処し、課題改善に取り組めます。

②健康は食事から

- ・利用者が楽しみとしていただける食事の提供に努めます。
- ・口から食べることの大切さを共有し、口腔機能管理を進め、身体機能・生活の質の維持向上に努めます。

③自立を支援する

- ・利用者の「自分はこう在りたい、こうしたい」という言葉に傾聴し、その実現に向けた支援を行います。
- ・「自分でやる」機会を増やし、意欲の向上に繋がります。

④対応力の向上

- ・職員側の視点だけでなく相手の状況を考え、困っている人、何かしらの助けを必要としている人に対して考え行動し、対応力が備わるよう努めます。

ショートステイ ハピネス双葉

1. 事業の運営方針、収入の確保

- ①利用者及び利用者家族等に丁寧な説明を行い、それらに準じた健全な運営を実施します。年間平均稼働率80%以上を目標とし、増収を目指します。

- ②各種委員会、研修及び訓練について定められた回数や頻度以上で、年間計画を作成し実施していきます。
- ③入退所の手続等が、よりスムーズなものとなるよう利用者又は利用者家族の希望に添える対応を行い、空床期間の短縮に努めます。
- ④総合病院の地域連携室や居宅介護支援事業所と定期的な情報交換を行い、利用者の獲得に努めます。
- ⑤個人情報についてはその目的や状態を問わず、個人情報の性格と重要性を認識し、個人情報保護法及び法人が定める個人情報保護規程に基づき漏洩のないように厳格な取扱いに努めます。
- ⑥事業所設備は、定期的な保守点検の実施や修理を行い、適切な住環境整備に努めます。
- ⑦ICT（情報通信技術）等の導入について、介護職員の業務負担の軽減が生産性の向上に繋がるかを必要に応じて検討し、バランス感覚を持って推進していきます。

2. 職員育成と体制強化

- ①「思いやり」「気づき」「学ぶ」「繋げる」力をつける。様々な事に思いやりを持って気づき、そこから学び、次に繋げる事のできる職員を育成します。
- ②採用職員に対して基礎的な研修を実施することで、法人職員として就業することへの理解を深める機会を設けます。
- ③利用者に寄り添う時間の確保及び職員の負担軽減、業務効率化を目的に引き続き動画による研修を実施していきます。今後も内容や計画順を適宜、見直し実施していきます。
- ④職員のユニット間の配置転換などを積極的に行い、介護リーダー、生活相談員、計画作成担当者等の管理職・専門職の育成に取り組みます。
- ⑤職員の資格取得に際し、継続して法人の資格取得支援制度の周知、活用を励行します。
- ⑥職員の育成をサービスの質・稼働率・利用率の向上に繋げ、財務基盤及び事業経営、運営体制の強化・安定を進めます。

3. 提供介護の質の向上

- ①常に利用者の安全に配慮し、安心を感じてもらえる介護を目指します。
 - (気づき)
 - ・気づき、様子を観察、考え、行動し、次に何をしたらよいか学ぶ力を培います。
 - (情報共有・多職種連携)
 - ・情報の共有化を進め、介護方法の統一や多職種連携による疾病の予防、早期発見、早期治療に努めます。
 - (介護事故の発生防止)
 - ・インシデント(ヒヤリハット)の意識を高め、アクシデント事例があれば、適切に検証します。

(認知症介護)

- ・行動の観察や心身状態の把握に努め、精神的な不安の解消に努めます。
- ・安心できる生活環境と人間関係づくりに努めます。
- ・異常行動・問題行動を起こす人としてではなく、援助を求め必要としている1人の人間としてとらえ、常にケアの在り方を考えます。

(介護サービス計画)

- ・担当ケアマネージャーの作成する計画に沿った介護サービスを提供します。
- ・定期的に関催される担当者会議に参加し、利用者個々のADL・行動障害の内容を検討し、統一した処遇の徹底と課題や問題の解決に努めます。

(健康管理)

- ・利用者の身体的・精神的実態を的確に把握し、必要に応じて担当ケアマネージャーや主治医等と連絡をとり、疾病予防、異常の兆候を早期に発見し、適切な処置に繋がります。
- ・法人や事業所にて定められたルールに基づいて各種感染症予防、発生時にはまん延予防対策を実施します。
- ・感染症発生時(クラスター時)の事業継続計画を全職員に周知し、まん延予防と多職種の動きについての訓練を実施します。

(身体拘束廃止)

- ・どのような行為が身体拘束にあたるのか知識研修を行い全職員が理解に努めます。
- ・原則、身体拘束にあたる介護は実施致しません。

(虐待防止)

- ・どのような行為が虐待にあたるのか知識研修を行い全職員が理解に努め、虐待防止に努めます。

(褥瘡予防)

- ・多職種(嘱託医含む)の連携により、予防・早期発見・早期治療に努めます。

(生活環境)

- ・利用者のストレス解消と安定した生活リズムを支援します。

(根拠と納得のある介護)

- ・アセスメントに基づく根拠と納得のある介護を進め、重度化の防止に努めます。

(防災計画)

- ・利用者の安全を保つため、防災対策・BCPを全職員が把握し、防災の未然防止を考えます。
- ・消防訓練、風水害訓練、その他自然災害発生時の対応についての訓練を実施します。

(防犯)

- ・利用者、職員の安全を確保するため、不審者対応の防犯訓練を実施します。
- ・防犯カメラ等、設備についても適切な管理を実施します。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等には誠意を持って対処し、課題改善に取り組みます。
- ②健康は食事から
- ・利用者が楽しみとしていただける食事の提供に努めます。
 - ・口から食べることの大切さを共有し、口腔機能管理を進め、身体機能・生活の質の維持向上に努めます。
- ③自立を支援する
- ・利用者の「自分はこう在りたい、こうしたい」という言葉に傾聴し、その実現に向けた支援を行います。
 - ・「自分でやる」機会を増やし、意欲の向上に繋がります。
- ④対応力の向上
- ・職員側の視点だけでなく相手の状況を考え、困っている人、何かしらの助けを必要としている人に対して考え行動し、対応力が備わるよう努めます。

グループホーム せと家

1. 事業の運営方針、収入の確保

- ①利用者及び利用者家族等に丁寧な説明を行い、それらに準じた健全な運営を実施します。前年度に引き続き稼働率 96%以上を目指し、安定的な収入を確保します。
- ②新たに運営の基準として設けられる事業継続計画(BCP)の検証訓練・見直し等、年間計画や各委員会に組み入れ、適正に運用していきます。
- ③入退居の手続等が、よりスムーズなものとなるよう利用者又は利用者家族の希望に添える対応を行い、空床期間の短縮に努めます。
- ④繋がりのある居宅介護支援事業所を増やせるよう定期訪問等を行い、待機者の確保に努めます。
- ⑤地域密着型サービスの役割を果たせるよう、より一層、地域の福祉に協力できる体制を整えていきます。
- ⑥個人情報についてはその目的や状態を問わず、個人情報の性格と重要性を認識し、個人情報保護法及び法人が定める個人情報保護規程に基づき漏洩のないように厳格な取扱いに努めます。
- ⑦事業所設備は、定期的な保守点検の実施や修理を行い、適切な住環境整備に努めます。
- ⑧ICT(情報通信技術)等の導入について、介護職員の業務負担の軽減が生産性の向上に繋がるかを必要に応じて検討し、バランス感覚を持って推進していきます。

2. 職員育成と体制強化

- ①「繋げる」力をつける。サービスを提供する上で必要な情報を正確に伝え、繋げる事のできる職員を育成します。

- ②利用者に寄り添う時間の確保及び職員の負担軽減を目的にいつでも視聴可能な動画による研修を継続していきます。今後も内容や計画順を適宜、見直し実施していきます。
- ③ユニット間の配置転換などを積極的に行い、全職員がユーティリティな人材に成長できるように努めます。
- ④職員の資格取得に際し、法人の資格取得支援制度の周知、活用を継続します。
- ⑤職員の育成をサービスの質・稼働率・利用率の向上に繋げ、財務基盤及び事業経営、運営体制の強化・安定を進めます。

3. 提供介護の質の向上

- ①常に利用者の安全に配慮し安心を感じてもらえる介護を目指します。

(気づき)

- ・気づき、様子を観察、考え、行動し、次に何をしたらよいか学ぶ力を培います。

(情報共有・多職種連携)

- ・情報の共有化を進め、介護方法の統一や多職種連携による疾病の予防、早期発見、早期治療に努めます。

(介護事故の発生防止)

- ・インシデント(ヒヤリハット)の意識を高め、発生時に正確な事実確認ができた上で適切な再発防止対策に繋げていきます。

(認知症介護)

- ・行動の観察や心身状態の把握に努め、精神的な不安の解消に努めます。
- ・安心できる生活環境と人間関係づくりに努めます。
- ・異常行動・問題行動を起こす人としてではなく、援助を求め必要としている1人の人間としてとらえ、常にケアの在り方を考えます。

(介護サービス計画)

- ・定期的にケース会議を開催し利用者個々のADL・行動障害の内容を検討し、統一した処遇の徹底と課題や問題の解決に努めます。
- ・その人らしい生活を援助するためのケアプランを作成します。

(健康管理)

- ・利用者の身体的・精神的実態を的確に把握し、必要に応じて協力病院・訪問看護事業所に連絡をとり、疾病予防、異常の兆候を早期に発見し、適切な処置に繋がります。
- ・必要に応じて各種検査を行い、健康状態を把握します。
- ・法人や事業所にて定められたルールに基づいて各種感染症予防、発生時にはまん延予防対策を実施します。
- ・感染症発生時(クラスター時)の事業継続計画を全職員に周知し、まん延予防と多職種の動きについての訓練を実施します。

(身体拘束廃止)

- ・どのような行為が身体拘束にあたるのか知識研修を行い全職員が理解に努めます。
- ・原則、身体拘束にあたる介護は実施致しません。

(虐待防止)

- ・どのような行為が虐待にあたるのか知識研修を行い全職員が理解に努め、虐待防止に努めます。

(褥瘡予防)

- ・多職種連携により、予防・早期発見・早期治癒に努めます。

(生活環境)

- ・利用者のストレス解消と安定した生活リズムを支援します。

(根拠と納得のある介護)

- ・アセスメントに基づく根拠と納得のある介護を進め、重度化の防止に努めます。

(防災計画)

- ・利用者の安全を保つため、防災対策・BCPを全職員が把握し、行動します。
- ・消防訓練、風水害訓練、その他自然災害発生時の対応についての訓練を実施します。

(防犯)

- ・利用者、職員の安全を確保するため、不審者対応の防犯訓練を実施します。
- ・防犯カメラ等、設備についても適切な管理を実施します。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等には誠意を持って対処し、課題改善に取り組めます。

②健康は食事から

- ・利用者が楽しみとしていただける食事の提供に努めます。
- ・口から食べることの大切さを共有し、口腔機能管理を進め、身体機能・生活の質の維持向上に努めます。

③自立を支援する

- ・利用者の「自分はこう在りたい、こうしたい」という言葉に傾聴し、その実現に向けた支援を行います。
- ・「自分でやる」機会を増やし、意欲の向上に繋がります。

④対応力の向上

- ・職員側の視点だけでなく相手の状況を考え、困っている人、何かしらの助けを必要としている人に対して考え行動し、対応力が備わるよう努めます。

さや家グループ

グループ基本方針

1. 健全運営

介護保険制度に準じた健全な運営を実施していきます。その中で利用希望者に対して適切で円滑な支援を行います。安定した収入の確保に繋がるよう、可能な限り空床期間を減らし、待機者の確保に努めます。引き続き、職員研修の内容も見直しながら充実を図ります。

2. 人材確保・育成・体制強化

人材の確保が難しい昨今、人員不足の要因となる離職を抑えるためにも、業務の効率化や負担軽減などに努め、働きやすい環境づくりに注力していきます。

新人職員及び中途採用職員に対し、法人職員としての基礎研修を継続して実施します。研修講師も中・長期的な視点で後任の育成を計画的に進めます。

職員に対して資格取得支援制度の周知を図り、活用を励行します。事業所運営に貢献できる有資格者を計画的に育成し、体制の強化に繋がります。

3. サービスの質の向上

利用者の安全に配慮し適切な介護を提供する必要がある中で、基本である認知症への理解に注力します。また、介護事故に対するリスクマネジメントも重要であることから、事故発生時にどのような行動を優先して対処するか、動画研修や職員ミーティングの機会を活用し年間を通して教育します。

4. 感染症対策の徹底

感染症に罹患すると、生命に関わるリスクの高い高齢者に接する業務に従事する職種であることを心掛け、日々責任ある行動に取り組みます。

5. 地域貢献

さや家グループ(ハピネスさや家、グループホームさわや家、グループホームはぶやま)の3事業所はすべて地域密着型サービスに位置付けられており、地域貢献活動も大切となります。様々な関わりのある中で、地域行事や地域自主防災組織との良好な相互関係の継続に努めて参ります。

地域密着型介護老人福祉施設 ハピネスさや家

1. 健全運営

- ①介護保険制度に準じた健全な運営に努めます。利用希望者に対して適切で円滑な支援を行い、安定した収入に繋がります。また、待機者の確保も引き続き取り組みます。施設設備等ハード面の充実に向け、計画的にメンテナンスを含めた整備を行います。

◎目標として、入退院を含めた稼働率 97%を目指します。

- ・入居申込者を獲得するため、直接の問合せに対しては速やかに応対し説明するなど誠意と機動力のある対応を行います。
- ・総合病院の地域連携室や居宅介護支援事業所への定期的な営業を継続し、空床期間の短縮に努めます。

②義務化されている職員研修を、計画的に実施します。

◎実施内容(e ラーニング継続：詳細は別に定める 令和7年度研修計画 参照)

- ・前年度の内容と大きく違いはありませんが、繰り返し学習を行い正しい知識を各職員が習得できるよう努めます。また、基本的な感染対策に留意しながら、社外研修を始めとした集合研修の機会を増やします。

③法令、各種規程を遵守します。

◎運営(人員、設備、加算要件等)について、介護保険制度の最新情報に留意しながら毎月の管理を行います。

- ・常に人員管理を行い法人本部と連携し、人員体制の遵守に努めます。
- ・重要な施設設備は、定期的な保守点検及び自主点検を行い適切に管理します。

2. 人材確保・育成・体制強化

①新人職員及び中途採用職員に対し、基礎研修を実施することにより法人職員として就業するということへの理解と意識付けを行います。

◎新人職員研修の実施

- ・令和7年4月1日 入社式(各施設・事業所 見学)
- ・令和7年4月2日～ 新人職員研修(講義・演習・現場実習) 計20日間

②組織の成長と事業所運営に貢献できる有資格者を計画的に育成し、体制の強化に繋がります。

◎職員に対し、資格取得支援制度の更なる周知及び活用を励行します。

- ・資格取得に際し、必要な過程が解らない職員もいることから法人がどのような支援ができるか希望職員に対して丁寧な説明を行います。
- ・受験(試験)要件を満たす職員と面談の機会を持ち、各々の今後の仕事に対する気持ちの把握に努めます。
- ・事業継続に必須である施設基準に関わる有資格者の人員配置は、後任を選任、育成しながら必要な研修受講を支援します。
- ・防災への第一歩として、防災士の資格取得を促進し、施設の防災意識を高めます。

3. サービスの質の向上

①個々の職員がスキルアップを目指し、チームケアの充実に繋がります。

- ◎多職種間の連携強化のため、個々が役割と職責を全うします。
 - ・役割で定めた内容は担当者が責任を持ち担います。
 - ・職員個人の力量に偏らず、学び合い、助け合える職場環境を目指します。
- ②利用者の安全に配慮し適切な介護を提供するため、更なる認知症への理解を重要課題として研修及び周知に取り組みます。
 - ・動画研修や職員ミーティングの機会を活用し理解を深めます。

4. 感染症対策の徹底

- ◎標準予防対策(スタンダード・プリコーション)を実施するとともに、感染経路の遮断(病原体を持ち込まない・病原体を持ち出さない・病原体を広げない)に尽力します。
 - ・個々の職員が、体調の自己管理を行い出勤時に健康チェックを実施します。
 - ・利用者の日々の健康管理、住環境(職員の仕事環境を含む)に十分に配慮します。
 - ・感染リスクの高い行動をとらないよう努めます。

5. 地域との良好な相互関係の継続

- ◎感染症の流行状況等を鑑みながら、柔軟に対処します。
 - ・感染対策を徹底した上で、事業所運営を継続することが一番の地域貢献であると考え、地域との交流活動や従来実施していた外部との関わりは、法人が定めるルールに従いながら実施します。
 - ・運営推進会議は対面開催を基本とし、事業所の活動状況を出席者と共有していきます。クラスタの発生など、やむを得ない事情で開催が困難な場合は、松山市と協議して適切に対処していきます。
 - ・町内会と施設の交流のシンボルとして共同で植栽していた花壇(真情ガーデン)及び令和6年11月に開園した「まごころ農園」の活動を通して、地域住民と入居者及び職員の交流を続けていきます。

グループホームさわや家

1. 健全運営

- ①入居希望者が速やかに入居できる支援を実施し、安定した収入を確保することを目指します。また、待機者の確保を重点に発信力の強化を継続していきます。
- ◎目標として稼働率98%を目指します。
 - ・入居申込者を獲得するため、直接の問合せに対しては速やかに応対し説明するなど誠意と機動力のある対応を行います。
 - ・総合病院の地域連携室や居宅介護支援事業所への定期的な営業を継続し、空床期間の短縮に努めます。
 - ・事業所利用者が心地よい住環境で生活が送れ、職員が働きやすい環境となるようICT化を推進します。

②義務化されている職員研修を計画に沿って実施します。

◎実施内容(e ラーニング継続：詳細は別に定める 令和7年度研修計画 参照)

- ・前年度の内容と大きく違いはありませんが、繰り返し学習を行い正しい知識を各職員が習得できるよう努めます。

③法令、各種規程を遵守します。

◎運営(人員、設備、加算要件等)について、介護保険制度の最新情報に留意しながら毎月の管理を行います。

- ・常に人員管理を行い法人本部と連携し、人員体制の遵守に努めます。
- ・重要な施設設備は、定期的な保守点検及び自主点検を行い適切に管理します。

2. 人材確保・育成・体制強化、サービスの質の向上

①組織の成長と事業所運営に貢献できる有資格者を計画的に育成し、体制の強化に繋がります。

◎介護現場にて核となる人材を育成します。

- ・介護リーダーや計画作成担当者等を担える人材を育成します。
- ・適任者を選び事業所間での異動も視野に入れながら計画的な人員配置を行います。

②個々の職員がスキルアップを目指し、チームケアの充実に繋がります。

◎多職種間の連携強化のため、個々が役割と職責を全うします。

- ・役割で定めた内容は担当者が責任を持ち担います。
- ・職員個人の力量に偏らず、学び合い、助け合える職場環境を目指します。
- ・利用者の安全に配慮し適切な介護を提供するため、更なる認知症への理解を重要課題として研修及び周知に取り組みます。
- ・動画研修や職員ミーティングの機会を活用し理解を深めます。

3. 感染症対策の徹底

◎標準予防対策(スタンダード・プリコーション)を実施するとともに、感染経路の遮断(病原体を持ち込まない・病原体を持ち出さない・病原体を広げない)に尽力します。

- ・個々の職員が、体調の自己管理を行い出勤時に健康チェックを実施します。
- ・利用者の日々の健康管理、住環境(職員の仕事環境を含む)に十分に配慮します。
- ・感染リスクの高い行動をとらないよう努めます。

4. 地域との良好な相互関係の継続

◎感染症の流行状況等を鑑みながら、柔軟に対処します。

- ・感染対策を徹底した上で、事業所運営を継続することが一番の地域貢献であると考え、地域との交流活動や従来実施していた外部との関わりは、法人が定めるルールに従いながら実施します。

- ・運営推進会議は対面開催を基本とし、事業所の活動状況を出席者と共有していきます。
クラスターの発生など、やむを得ない事情で開催が困難な場合は、松山市と協議して適切に対処していきます。
- ・町内会と施設の交流のシンボルとして共同で植栽していた花壇(真情ガーデン)及び令和6年11月に開園した「まごころ農園」の活動を通して、地域住民と入居者及び職員の交流を続けていきます。

グループホームはぶやま

1. 健全運営

- ①入居希望者が速やかに入居できる支援を実施し、安定した収入を確保することを目指します。また、待機者の確保を重点に発信力の強化を継続していきます。
 - ◎目標として稼働率98%を目指します。
 - ・入居申込者を獲得するため、直接の問合せに対しては速やかに応対し説明するなど誠意と機動力のある対応を行います。
 - ・総合病院の地域連携室や居宅介護支援事業所への定期的な営業を継続し、空床期間の短縮に努めます。
- ②義務化されている職員研修を計画に沿って実施します。
 - ◎実施内容

・身体拘束適正化研修	(年2回)	
・虐待防止研修	(年2回)	
・感染症対策研修	(年2回)	
・事故防止研修	(年1回)	
・防災訓練	(年2回)	※災害BCP訓練と一体的に実施
・感染症対策訓練	(年2回)	※感染症BCP訓練と一体的に実施
・風水害避難訓練	(年1回)	
- ③法令、各種規程を遵守します。
 - ◎運営(人員、設備、加算要件等)について、介護保険制度の最新情報に留意しながら毎月の管理を行います。
 - ・常に人員管理を行い法人本部と連携し、人員体制の遵守に努めます。
 - ・重要な施設設備は、定期的な保守点検及び自主点検を行い適切に管理します。

2. 人材確保・育成・体制強化

- ①個々の職員がスキルアップを目指し、チームケアの充実に繋がります。
 - ◎多職種間の連携強化のため、個々が役割と職責を全うします。
 - ・役割で定めた内容は担当者が責任を持ち担います。
 - ・職員個人の力量に偏らず、学び合い、助け合える職場環境を目指します。

- ・利用者の安全に配慮し適切な介護を提供するため、更なる認知症への理解を重要課題として研修及び周知に取り組みます。
- ・定期的に職員ミーティング及び勉強会を実施します。

3. 感染症対策の徹底

◎標準予防対策(スタンダード・プリコーション)を実施するとともに、感染経路の遮断(病原体を持ち込まない・病原体を持ち出さない・病原体を広げない)に尽力します。

- ・個々の職員が、体調の自己管理を行い出勤時に健康チェックを実施します。
- ・利用者の日々の健康管理、住環境(職員の仕事環境を含む)に十分に配慮します。
- ・感染リスクの高い行動をとらないよう努めます。

4. 地域との良好な相互関係の継続

◎感染症の流行状況等を鑑みながら、柔軟に対処します。

- ・感染対策を徹底した上で、事業所運営を継続することが一番の地域貢献であると考え、地域との交流活動や従来実施していた外部との関わりは、法人が定めるルールに従いながら実施します。
- ・運営推進会議は対面開催を基本とし、事業所の活動状況を出席者と共有していきます。クラスターの発生など、やむを得ない事情で開催が困難な場合は、松山市と協議して適切に対処していきます。
- ・施設の近隣の掃除を継続しながら、ご近所と良好な関係を築き、地域との繋がりを深めていきます。

松山市地域包括支援センター味酒・清水

松山市から受託している地域包括支援センター味酒・清水運営業務の契約期間(令和4年度から令和6年度)は3月末日で終了となりますが、4月1日から引き続き3年間(令和7年度から令和9年度)同センターの運営業務を受託することとなりました。

当センターは、松山市からの受託業務である包括的支援事業(総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務など)及び認知症総合支援事業と松山市から指定を受けて行う指定介護予防支援事業(介護保険における介護予防サービス)を主たる業務としています。いずれの業務も松山市より受託又は指定を受けて行う公的な業務であることを職員一人ひとりが常に念頭に置き、公平かつ中立的な視点に立ち責任感を持って活動します。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症予防に配慮しながら、地域住民を対象とした出前講座などのアウトリーチ活動や圏域の介護サービス事業者を対象とした研修会などを積極的に開催していきます。さらに、ICT機器を使った会議や研修会も併用するなど、参加機会の拡大にも取り組みます。

また、昨年度から義務付けられた研修(BCP(業務継続計画)、虐待防止、感染症予防)や訓練を定期的に行い、災害発生時や感染症発生時への体制を整えるなど、非常時においてもセンターが継続して運営できるよう努めます。

1. 包括的支援事業

①総合相談支援業務

圏域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健、医療、福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる支援を行います。

②権利擁護業務

圏域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

圏域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援するため、地域における他職種(主治医・介護支援専門員・地域の関係機関・在宅・施設等)相互の協働連携体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

④介護予防ケアマネジメント業務

介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて利用者自らの選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行います。

また、要支援・要介護状態になる可能性がある高齢者の運動機能や栄養状態及び認知機能の向上を目的として、住み慣れた地域で自立した生活ができる限り長く続けられるよう、民生委員や町内会と連携し、圏域の高齢者の集いの場づくりを目指します。

2. 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況及び生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画を策定するとともに、その計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連携調整等を行います。また、介護保険制度によるサービス提供の提案だけでなく、地域の社会資源を活用することができるように各種団体との連携を図ります。

3. 認知症総合支援事業

①認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のより良い環境の中で暮らし続けるために、認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実を図ります。

②認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の状態に応じ、必要な医療・介護及び生活支援を行う関係者が連携したネットワークを形成し、認知症の方への効果的な支援体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図ります。

③認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジ)を整備し、その運営を支援します。

4. その他

①地域包括支援センターの周知・広報活動

地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを周知するため、地域のイベントなど住民が集まる場所での広報活動、各種関係団体へのアプローチを継続します。

②地域課題の抽出・分析

各種関係団体(公的機関・地域社会資源等)と継続的に連携して地域課題の洗い出しを行い、解決に向け協働できる体制を整えます。

③介護教室等の開催

介護知識及び技術の習得や外部サービスの適切な利用方法の習得等を目的として介護教室を開催します。また、高齢者が自らの健康増進や介護予防についての意識を持つための取組みを支援します。

④圏域サービス提供事業所との連携

各専門職が中心となり研修会・連絡会を開催し、事業所の職員に対し知識の向上を図るとともに事業所間の連携強化を図ります。

⑤認知症に関する理解と啓発

地域住民に対して、認知症についての理解や対応についての啓発活動を継続的に行い、早期発見や早期対応に繋がります。

5. 職員の資質向上

職員一人ひとりが、専門職として業務遂行能力のスキルアップを目指し、外部研修等に積極的に参加し知識・技術の向上を図るとともに、他機関を含めたチームアプローチの強化に努めます。また、事業所内の研修会も積極的にを行い、支援技術の向上と情報の共有に努めます。